

第11章 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

第1 障害程度等級表解説

1 13歳以上の者の場合

- (1) 等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu\text{l}$ 以下で、次の項目「(ア)～(シ)」のうち6項目以上が認められるもの。
- (ア) 白血球数について $3,000/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く。
- (イ) Hb量について男性 $12\text{g}/\text{dl}$ 未満、女性 $11\text{g}/\text{dl}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く。
- (ウ) 血小板数について $10\text{万}/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く。
- (エ) ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について $5,000$ コピー/ μl 以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く。
- (オ) 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある。
- (カ) 健常時に比し10%以上の体重減少がある。
- (キ) 月に7日以上 of 不定の発熱(38°C 以上)が2か月以上続く。
- (ク) 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある。
- (ケ) 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある。
- (コ) 口腔内カンジダ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある。
- (サ) 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。
- (シ) 軽作業を越える作業の回避が必要である。
- イ 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。
- (2) 等級表2級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu\text{l}$ 以下で、「(1)アの項目(ア)～(シ)」のうち3項目以上が認められるもの。

- イ エイズ発症の既往があり、「(1)アの項目(ア)~(シ)」のうち3項目以上が認められるもの。
- ウ CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、「(1)アの項目(ア)~(シ)」のうち(ア)から(エ)」までの1つを含む6項目以上が認められるもの。
- (3) 等級表3級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア CD4陽性Tリンパ球数が $500/\mu\text{l}$ 以下で、「(1)アの項目(ア)~(シ)」のうち3項目以上が認められるもの。
 - イ CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、「(1)アの項目(ア)~(シ)」のうち(ア)から(エ)」までの1つを含む4項目以上が認められるもの。
- (4) 等級表4級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア CD4陽性Tリンパ球数が $500/\mu\text{l}$ 以下で、「(1)アの項目(ア)~(シ)」のうち1項目以上が認められるもの。
 - イ CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、「(1)アの項目(ア)~(シ)」のうち(ア)から(エ)」までの1つを含む2項目以上が認められるもの。

2 13歳未満の者の場合

- (1) 等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)が採択した指標疾患のうち1項目以上が認められるもの。
- (2) 等級表2級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 次の項目「(ア)~(ツ)」のうち1項目以上が認められるもの。
 - (ア) 30日以上続く好中球減少症 ($<1,000/\mu\text{l}$)
 - (イ) 30日以上続く貧血 ($< \text{Hb}8\text{g}/\text{dl}$)
 - (ウ) 30日以上続く血小板減少症 ($<100,000/\mu\text{l}$)
 - (エ) 1か月以上続く発熱
 - (オ) 反復性又は慢性の下痢
 - (カ) 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染
 - (キ) 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎
 - (ク) 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症

- (ケ) 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症
- (コ) 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎(1年以内に2回以上)
- (サ) 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹
- (シ) 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症(1回)
- (ス) ノカルジア症
- (セ) 播種性水痘
- (ソ) 肝炎
- (タ) 心筋症
- (チ) 平滑筋肉腫
- (ツ) HIV腎症

イ 次の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「重度低下」に該当するもの。

免疫学的分類	児 の 年 齢		
	1歳未満	1～6歳未満	6～13歳未満
正 常	1,500 / $\mu\ell$ 25%	1,000 / $\mu\ell$ 25%	500 / $\mu\ell$ 25%
中等度低下	750～1,499 / $\mu\ell$ 15～24%	500～999 / $\mu\ell$ 15～24%	200～499 / $\mu\ell$ 15～24%
重 度 低 下	< 750 / $\mu\ell$ < 15%	< 500 / $\mu\ell$ < 15%	< 200 / $\mu\ell$ < 15%

(3) 等級表3級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 次の項目「(ア)～(ク)」のうち2項目以上が認められるもの。

- (ア) リンパ節腫脹(2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす)
- (イ) 肝腫大
- (ウ) 脾腫大
- (エ) 皮膚炎

- (オ) 耳下腺炎
 - (カ) 反復性又は持続性の上気道感染
 - (キ) 反復性又は持続性の副鼻腔炎
 - (ク) 反復性又は持続性の中耳炎
- イ 「(2)イ」の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの。
- (4) 等級表4級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「(3)の項目(ア)～(ク)」のうち1項目以上が認められるもの。

第2 身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、HIV感染により永続的に免疫の機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。診断書は障害認定の正確を期するため、「13歳以上用」と「13歳未満用」とに区分して作成する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

- (1) 「身体障害者診断書・意見書(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害13歳以上用ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害13歳未満用)」について

ア 「原因となった疾病・外傷名」について

原因疾患名は「HIV感染」と書く。

障害発生年月日は、ヒト免疫不全ウイルスへの感染が確認された日時を原則とする。不詳の場合は、「参考となる経過・現症」欄にその理由を記載する。

イ 「参考となる経過・現症」について

障害認定の上で参考となる事項があれば摘記する。個人の秘密に関わる事項を記載する場合には、障害認定に不可欠な内容に限定すること。

障害固定又は障害確定(推定)年月日は、HIV感染が確認され、検査結果や所見等が身体障害認定基準を満たすに至った日とする。この場合、「身体障害認定基準を満たした日」とは、検査結果が判明した日ではなく、検査実施の日と考えてよい。

ウ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項を摘記する。治療の経過により障害程度に変化の予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

エ 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見」について
H I V感染の確認方法は、認定対象者が13歳以上と13歳未満で異なるため、
診断書は「13歳以上用」と「13歳未満用」とに区分して作成する。

(ア) 13歳以上の場合

a ヒト免疫不全ウイルス(H I V)感染の確認方法

「サーベイランスのためのH I V感染症/A I D S診断基準」(厚生
省エイズ動向委員会、1999)を準用する。具体的には、H I Vの抗体ス
クリーニング検査法(酵素抗体法(E L I S A)、粒子凝集法(P A)、
免疫クロマトグラフィー法(I C)等)の結果が陽性であって、以下の
いずれかが陽性の場合にH I V感染症と診断する。

(a) 抗体確認検査(Western Blot法、蛍光抗体法(I F A)等)

(b) H I V抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法(P C R等)等の
病原体に関する検査

b C D4陽性Tリンパ球数の測定

4週以上の間隔をおいた連続する2回の検査値の平均値のこれまでの最
低値とする。

c 白血球数、Hb量、血小板数、ヒト免疫不全ウイルス-R N A量の測
定における、4週以上の間隔をおいた連続する2回の検査の時期は、互い
に一致している必要はなく、これまでの最低値とする。

d エイズ発症の診断基準

エイズ発症の診断は、「サーベイランスのためのH I V感染症/A I
D S診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)による。

e エイズ合併症

「サーベイランスのためのH I V感染症/A I D S診断基準」(厚生
省エイズ動向委員会、1999)が採択した指標疾患としてあげられている
合併症を意味する。

f 期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、1日3回等の回数、10%等の数値、下痢・嘔気・嘔吐・
発熱の症状の確認は、カルテにもとづく医師の判断によるものとする。

g 日・週・月の取扱い

特別の断りがない限り以下によるものとする。

1日：0時から翌日の0時前まで(以下同じ)を意味する。

1週：連続する7日を意味する。

1月：連続する30日を意味する。暦月ではない。

h 回復不能なエイズ合併症

エイズ合併症が回復不能に陥った場合をいい、回復不能の判定は医師の判断による。

i 日中

就寝時以外を意味する。

j 月に7日以上

連続する30日の間に7日以上（連続していなくてもかまわない）を意味する。

k 日常生活上の制限

生鮮食料品の摂取制限以外に、生水の摂取禁止、脂質の摂取制限、長期にわたる密な治療、厳密な服薬管理、人混みの回避が含まれる。

l 軽作業

デスクワーク程度の作業を意味する。

(イ) 13歳未満の場合

a 小児のヒト免疫不全ウイルス感染の確認方法

13歳未満の小児のH I V感染の証明は、原則として13歳以上の場合に準じる。ただし、周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられる生後18か月未満の小児については、H I Vの抗体スクリーニング検査が陽性であり、さらに次のいずれかに該当する場合においてヒト免疫不全ウイルス感染とする。

(a) 抗原検査、ウイルス分離、P C R法等の病原検査法のいずれかにおいて、ウイルスまたは抗原が証明される場合。

(b) 血清免疫グロブリン値、全リンパ球数、C D4陽性Tリンパ球数、C D4陽性Tリンパ球の全リンパ球に対する割合、C D8陽性Tリンパ球数、C D4 / C D8比等の免疫学的検査所見を総合的に判断し免疫機能が著しく低下しており、かつH I V感染以外にその原因が認められない場合。

b 年齢区分毎の免疫学的分類

当該小児の免疫機能を評価するには、C D4陽性Tリンパ球数又はC D4陽性Tリンパ球の全リンパ球に対する割合を用いるものとし、双方

の評価が分類を異にする場合には重篤な分類により評価すること。

c 小児のH I V感染の臨床症状

「第1 2の(2)のアの臨床症状」については、その所見や疾患の有無、反復性について判定すること。

2 障害程度の認定について

- (1) 免疫の機能の障害の認定は、ヒト免疫不全ウイルス感染に由来するものであり、認定の考え方に関して他の内部障害と異なる場合があるので留意すること。
- (2) 急性期の病状で障害の程度を評価するのではなく、急性期を脱し、症状が落ちついた時点での免疫機能を評価することが、より正確に免疫の機能の障害を評価できるものと考えられる。
- (3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、感染者の主訴や症候等の診療録への記載に努めること。
- (4) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害においては、認定に際し、感染の事由により、認定の対象から除外されることはないので、認定に際し了知すること。
- (5) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれない。